



和光市立新倉小学校

いじめ防止基本方針



和光市立新倉小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本理念

- いじめは、決して許されることのない、**重大な人権侵害行為**である。
- いじめは、**どの児童にも起こりうる**ことを認識し、一人一人の人権を守る。
- **早期発見、早期解決**を目指し、**家庭・地域・関係機関と連携**しながら、対応する。
- 「**いじめを見逃さない、見過ごさない**」ための体制を構築する。
- いじめは、「いじめている子」と「いじめられている子」だけの問題ではなく、**学級集団の人権意識に関わる問題**としてとらえ、児童の人権意識の育成に努める。

2 いじめの定義とその認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ・ いじめは、気付かれないように行われることが多く発見しにくい。
- ・ いじめは、暴行、恐喝、強要、器物損壊、名誉毀損などの犯罪行為の可能性がある。
- ・ いじめの認知は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- ・ いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。

【基本認識例示】

- ① 初期段階のいじめ（嫌がらせ的な内容を含む）でも「いじめ」として認知する。
（例）特定の児童が、非難を浴びやすい。あるいは非難を浴びせる児童がいる。
→いじめの初期段階であり、まさしくこの段階で指導し、解消を図るべきである。
- ② 加害側にいじめの意識がない場合も「いじめ」として認知する。
（例）宿題をよく忘れる子が、周りから「バカ」「なにやってんの」と言われしょげている。
→注意は必要かもしれないが、該当児童に対する周囲の人権意識が低下している。
- ③ 「けんか」も「いじめ」である場合がある。
（例）ネット上での悪口の言い合い。過剰な攻撃性のあるケンカ。
→「双方向のいじめ」である可能性に留意する。
- ④ 該当児童生徒がいじめと認識していなくても「いじめ」である場合がある。
（例）教師から見て、いじめられているが本人はあまり気にしていない。
→今は気にしていなくても、いつか爆発する可能性が高い。
（例）周囲の子がいじめではないかと気にしているが、本人達は「ふざけていた」と言う。
→力関係によって、そう言わざるを得ない可能性がある。

3 具体的ないじめの態様例

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめ防止のための基本方針

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、すべての児童が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 豊かな情操や道徳性、互いの人格を尊重する態度を培い、児童が主体となっていじめのない良好な人間関係を構築していく。
- いじめの早期発見・積極的ないじめの認知のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、保護者、地域と連携して児童を見守っていく。
- いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童の安全確保とその保護者への支援を行うとともに、いじめたとされる児童に対する適切な指導とその保護者への助言を組織的に行う。また、保護者、地域や教育委員会など関係機関と連携し、情報を共有しながら取り組む。
- 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すために学校運営協議会やPTA・地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について保護者、地域と連携して対策を推進する。

5 いじめ防止のための取り組み

(1) 新倉小いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など

いじめの防止等全体に係る内容とする。策定した学校基本方針は、新倉小学校ホームページで公開する。

(2) いじめ対策委員会の開催

いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会」を組織する。

● 通常時

生徒指導部会で、生徒指導に関する情報の収集と記録、共有を行い、その対応を協議し、特定の教職員で問題を抱え込まず学校全体で組織的に対応する。

いじめを認知した際は、校長の指示により「新倉小学校いじめ対策会議①」を組織する。

構成員・・・管理職、主幹教諭または教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、該当学級担任および該当学年に関わる教員。必要に応じて、特別支援コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員を招集する。

● 緊急性を要する事案が発生した場合

いじめ重大事態あるいはその恐れがあるいじめの発覚、または緊急を要する事態の発生に応じて、校長が臨時的に「新倉小学校いじめ対策会議②」を招集する。

構成員・・・校長・教頭・主幹教諭または教務主任・生徒指導主任・全学年主任・該当学年担任および該当学年に関わる教員。必要に応じて、特別支援コーディネーター・教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員を招集する。さらに必要に応じ外部組織から、保護者の会代表・民生児童委員・学校運営協議員・スクールソーシャルワーカー・和光市教育委員会担当者、臨床心理士・弁護士・医師、警察、児童相談所、市子ども家庭課担当等を招聘する。

(3) 家庭・地域、関係機関との連携

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「和光市教育支援センター電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用を促す。
- 和光市教育委員会、教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員・学校運営協議員・PTA、自治会、地区社会福祉協議会、和光市

地域子ども防犯ネット等、関係機関と常に連携を図り、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に迅速に当たる。そのための情報交換を各機関と定期的実施する。

(4) いじめの未然防止

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- おかしいと感じた児童がいる場合には学年の教師や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無や背景にある事情を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- 年2回の「悩みアンケート」や「学校生活アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、問題の早期解決を図る。
- 電話相談窓口等を周知し、いじめを訴えやすい体制を整えることで、問題の早期解決を図る。

(5) いじめ発生時の対応

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(6) いじめ解消に向けての対応

- いじめの解消については、謝罪をもって解消と判断するのではなく、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（目安として3ヶ月）継続していること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをもって解消と判断する。
- 被害児童の心身の苦痛については、児童本人及び保護者との面談等により確認する。
- いじめが解消している状態であっても、再発する可能性があり得ることを踏まえて、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に掲げる重大事態とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

<例>

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、重大事態とする。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

- ・いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に対して事態発生を報告する。

(3)調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4)調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を迅速に行う。

- ・ 学校が調査する場合は、「いじめ対策委員会」が行う。
- ・ 教育委員会が調査する場合は、「和光市いじめ防止等対策委員会」が行う。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り詳細にわたって明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(6)調査結果の提供及び報告

①児童及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめの加害・被害児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

②調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を速やかに市長に報告する。

7 重大事態の調査結果を受けた市長による再調査及び措置について

(1)再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事

態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、再調査を行う。再調査についても、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2)再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 いじめ防止のための年間計画

	行事予定
4月	・いじめ防止基本方針確認（生徒指導部会） ・あいさつ運動の実施
5月	・「学校生活アンケート」実施
6月	・児童理解研修の実施 ・個人面談の実施
8月	・生徒指導・教育相談に係る校内研修会の実施
9月	・あいさつ運動の実施
10月	・「学校生活アンケート」実施
11月	・個人面談の実施
1月	・あいさつ運動の実施
2月	・児童理解研修の実施
3月	・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（生徒指導部会）

8 いじめ対応チャート

